

令和3年度「県産水産物を活用した学校給食提供事業」 企画提案募集要領

1 募集の趣旨

今般の経済対策において、観光需要や外食需要の減少による影響が生じている県産水産物（マグロ、クルマエビ、ソデイカ、ヤイトハタ、モズク）について、その需要喚起を図り生産面への影響を回避するとともに、県産水産物の食育を通じ県の農林水産業について児童生徒の理解醸成に寄与する観点から、希望のある県内の完全給食または補食給食を実施している小学校、中学校等（以下、学校給食実施校）に対し県産水産物（マグロ、クルマエビ、ソデイカ、ヤイトハタ、モズク）を無償提供し、地産地消の推進に資する。

2 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (3) 沖縄県農林水産業及び関連産業振興に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している企業・団体であること。
 - (4) 別添提案仕様書の趣旨に則するとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
 - (5) 県内に本店又は支店を有する法人であること。コンソーシアムで実施する場合には、最低1法人が県内に本店又は支店を有していること。
 - (6) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、コンソーシアムにあたっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
 - (7) コンソーシアムの要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員の全てが、上記応募資格(1)及び(2)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(3)及び(4)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との

- 連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (8) 1 提案者(共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体)につき、提案は 1 件であること。

3 応募方法等

(1) 参加申込

- ア 申込期間： 令和 3 年 6 月 1 4 日 (月) ～ 令和 3 年 7 月 1 日 (木) 17:00
- イ 提出書類： 参加申込書 【様式 1】
- ウ 提出方法： 持参、郵送、ファクシミリまたは Eメール
- * 郵送で提出する場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする。
 - * 郵送以外の申請については必ず受信確認を行うこと。
 - ※コンソーシアムでの応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 企画提案

- ア 提出期限： 令和 3 年 7 月 1 日 (木) 17:00
- イ 提出書類： 応募申請書 【様式 2】
- 企画提案書及び応募書類一式【様式 3～7】
(下記 5. 参照)
- ウ 提出方法： 持参又は郵送により提出すること。
- なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

- (3) 質問がある場合は、令和 3 年 6 月 1 8 日 (金) までにファクシミリ、Eメールいずれかの方法により質問書【様式 9】を提出すること。
- ファクシミリまたは Eメールで提出する場合は、受信確認が必要。
- 回答は、6 月 2 2 日 (火) 以降に当課ホームページへの掲載をもって回答とする。
- ※問い合わせ先は、下記 12 参照

4 提案内容の要件

企画提案仕様書を参照すること。

5 提出物

- | | | |
|-------------------|-------|--------|
| (1) 参加申込書 | | 【様式 1】 |
| (2) 応募申請書 | | 【様式 2】 |
| (3) 企画提案書 | | 【様式 3】 |
| (4) 会社概要書 | | 【様式 4】 |
| (5) 積算書 | | 【様式 5】 |
| (6) 実績書 | | 【様式 6】 |
| (7) 誓約書 | | 【様式 7】 |
| (8) 参考資料 (必要に応じて) | | |

※コンソーシアムの場合は、【様式 4】【様式 6】【様式 7】については構成員ごとに作成するとともにコンソーシアム協定書【様式 8】の写しを添付すること。

※【様式 4】会社概要書には 2 期分の決算書も添付すること。コンソーシアムの場合は全構成員分添付すること。

※提出部数： 応募申請書 1 部、その他については各 7 部。

(原本 1 部、残り 6 部は原本写しを提出)

※コンソーシアムの場合の書類の綴り方については、企業ごとでまとめるのではなく、様式の順番に綴ること。それぞれ様式ごとにまとめて綴ること。

例) ○ 様式 4 (企業 A、企業 B)、様式 5 (企業 A、企業 B)

× 企業 A (様式 4、様式 5)、企業 B (様式 4、様式 5)

6 企画書等の体裁

原則として、A 4 判、縦、左綴りとする。

特に、【様式 3】企画提案書については、書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とにならないこと。

7 審査の方法

- (1) 応募数が 6 社以上の場合、水産課において 1 次審査（書類審査）を行い、上位 5 社について 2 次審査を行う。応募者が 5 社以下の場合、1 次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを 2 次審査の対象とする。
- (2) 2 次審査については、沖縄県農林水産部水産課に設置する企画提案審査会において、書面の送付により審議（以下、「書面審議」）を行う。各社の提出された提案書について、事業目的、2 の応募資格等のもとより、関係専門的視点から検討を加えた後、採点する。
- (3) 総合得点の高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。（今回の募集は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではありません。）
- (4) 前項によって第 1 位となった応募者については、令和 3 年 7 月 12 日（月）にメールにて通知し、追って書面にて通知予定。あわせて次点以下の応募者についても結果を同じ手法にて通知予定。
- (5) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。
公表を行う事項は以下の通りとする。
ア 最優秀提案者とその評価点
イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載
ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載
エ その他
- (6) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

8 評価基準

- (1) 基本認識
沖縄県の農林水産物における新型コロナウイルス感染症の影響、地産地消及び食育に関する基本的認識を有しているか。
- (2) 企画提案書の内容
ア 事業目的の理解度
本事業の目的に適切に対応した提案になっているか。
イ 提案内容の優良性
提案内容は事業テーマに応じて、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴っ

ているか。

ウ 事業実施計画の妥当性

実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。

(3) 業務遂行体制・業務実績の評価

ア 事業を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。

イ 類似業務等実務実績は十分か。

9 スケジュール（予定）

令和3年 6月14日(月)	公募開始
6月18日(金)	質問締切
7月 1日(水)17:00	参加申込締切
7月 1日(水)17:00	企画提案締切
7月 8日(木)	審査会
7月12日(月)	採択決定
7月中旬	契約

10 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却致しません。
- (4) 書面審議に際しては、3（2）の期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けません。
- (5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表致しません。
- (6) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとします。

11 委託企業決定後の業務執行について

- (1) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

※ 契約保証金について（抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した

とき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12 お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先

沖縄県農林水産部 水産課 栽培流通班

〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 （県庁 10 階）

電話番号：098-866-2300 FAX：098-866-2679

Eメール：aa048305@pref.okinawa.lg.jp

担 当：玉那覇、島根